

名古屋市農業委員会 令和3年第5回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和3年5月25日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時59分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 定 数 | 16 人 | 在 任 数 | 15 人 |
| 定 足 数 | 8 人 | 出 席 数 | 10 人 |

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(係長級以下) 6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第30号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第31号議案 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第32号議案 農地の競売に関する買受適格証明について

第33号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第34号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第36号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取に
ついて

第37号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第38号議案 令和4年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和3年第5回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

| | | | |
|-----|-------------------|-----|-------------------|
| 1番 | 小 畠 盛 夫 委員 | | |
| 3番 | 原 田 晴 充 委員 | 4番 | 近 藤 正 俊 委員 |
| | | 6番 | 石 田 正 彦 委員 |
| 7番 | 川 本 美 幸 委員 | | |
| 9番 | 布 目 巳 佐 子 委員 | 10番 | 二 村 利 久 委員 |
| | | 12番 | 岩 田 公 雄 委員 |
| 13番 | 清 水 久 一 委員 | | |
| | | 16番 | 横 井 庸 一 郎 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（6名）

| | | | |
|-----|----------------|-----|----------------|
| | | 18番 | 山 口 儀 明 委員 |
| 19番 | 若 松 邦 義 委員 | 20番 | 木 村 幸 廣 委員 |
| | | | |
| 23番 | 安 井 正 敏 委員 | | |
| | | 26番 | 竹 川 孝 司 委員 |
| | | 28番 | 安 井 秀 樹 委員 |

令和3年第5回総会（令和3年5月25日）

開会（午後2時00分）

| | |
|--------|---|
| 農政課長 | <p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第5回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ただいまより、令和3年第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第30号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第38号議案「令和4年度名古屋市農業施策等に関する意見書について」までの9議案の審議を行います。また、報告事項を1件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は15人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、川本美幸委員及び小嶋盛夫委員の両委員にお願いいたします。</p> |

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 30 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

第 30 号議案の受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 6 日に担当委員さんと事務局職員と現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

申請地である中川区江松五丁目の 1 筆の所有権は現在夫婦と夫の母が持分 3 分の 1 ずつの割合で所有しております。今回本農地にかかる所有権について今後の農業経営の移転を見据え、妻の持分 3 分の 1 について、夫に所有権を譲渡する申請がされたものです。今後は夫が持分 3 分の 2 を所有し、残る持分 3 分の 1 については引き続き、夫の母が所有することを希望しています。

申請地である中川区江松五丁目の 1 筆の畑は、現状えんどう、タマネギ、ニンニクが作付けされており農地として良好に

管理されておりました。

また、譲受人世帯の所有地は、全て良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

本件につきましては、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 から 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5月7日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区西福田五丁目の1筆は畑で、ミカンが作付けされ、良好に管理されておりました。

なお、譲受人の経営農地は、港区の畑において良好に肥培管理されていることを確認しております。その他、豊田市の農地ですが、豊田市農業委員会に問い合わせ、同じく良好に管理されていることを確認いたしております。権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

引き続きまして、受付番号 4-2、4-3 及び 4-4 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5月7日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人 3 名が同一世帯で所有する農地を譲受人に所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高一丁目の 2 筆は田で、田植え前の状況で、港区藤高三丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況で良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

つづきまして、受付番号 4-5 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 10 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を、家族間で、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋三丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

受付番号 4-6 につきまして、こちらについても、5 月 10 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が譲受人に農地を所有権移転するために許可

申請されたものです。

申請地の港区新茶屋四丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は良好に肥培管理されており、また、面談の結果、幼い頃より農業に取り組んでおり、高齢ではありますが、健康状態に問題はなく、農地を効率的に利用する者であることを確認しました。さらに、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

ただ今の報告のうち受付番号 4-6 についてですが、譲受人は現在、20 アールという農地の面積要件を満たしていません。譲受人は、次の第 31 号議案が許可されることによって、面積要件を満たすこととなります。そのため、第 31 号議案の許可を条件として、お諮りすることといたします。

それでは、第 30 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 30 号議案の案件は、許可することといたします。なお、受付番号 4-6 の案件については、第 31 号

議案の許可を条件として、許可することといたします。

次に、第 31 号議案、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-7 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 10 日に調査した結果を報告します。

本件は、貸出人が借受人に農地を無償で貸借するために許可申請されたものです。

借受人は、先ほどの受付番号 4-6 でご審議頂いた人と同一人物です。

申請地は港区新茶屋三丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。

なお、借受人の経営農地は、先ほどと同様に、すべて良好に管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 31 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 31 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 32 号議案、農地の競売に関する買受適格証明について審議を行います。

この議案について審議するのは現在の体制となって初めてでございますので、概要についてご説明いたします。

この証明は、裁判所等で実施されている抵当権の執行としての競売に参加する際に必要となるものです。競売には、通常は誰でも参加できますが、農地の場合は農地を取得する資格があるという農業委員会の証明を添付する必要があります。

審議のポイントは、農地法第 3 条の規定による許可申請と全く同じです。すなわち、申請者の営農計画等の内容が、第 3 条第 2 項各号に定める「許可をすることができない場合」に該当していないかどうかを、審議いたします。

なお、農林水産省通知「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」は、証明後の事務処理を迅速に行うため、証明を受けた者が落札後に行う農地法第 3 条による許可申請について、その内容が当該証明書の交付時と異なっていると会長が認めた時を除き、許可して差し支えない旨の議決をしておくべきであると定めております。

従いまして、本議案においては、先に申しました農地法第 3 条の許可と同等の審査を行った上で、証明することが相当であるとの結論に到った場合には、併せて、競売落札後にその者から同じ内容で 3 条許可申請があった場合には許可して差し支えない旨を、議決することといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

受付番号 1-1 について、担当委員さんと事務局職員で、5月10日に、調査を実施しましたので、結果を報告します。

本件は、名古屋地方裁判所による農地の競売に参加する目的で、買受適格証明願が提出されたものです。

願出地の緑区大高町字小坂の 1 筆は、現況地目は山林原野で、現地は傾斜地、3分の2程度が竹林となっております。

願出者は、ブルーベリーを栽培しており、農業経営の規模を拡大するため、本件の競売による農地取得を願い出られたもので、経営する農地は全て適正に管理されています。

買受適格の証明をするにあたり、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 32 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 32 号議案の案件は証明することといたします。

次に、この証明を受けた者が本件農地を落札し、後日、同じ内容で農地法第 3 条の許可申請をした場合は、許可することと

| | |
|----------|---|
| 委員 | <p>してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>異議なし。</p> |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、この証明を受けた者が本件農地を落札し、後日、同じ内容で農地法第3条の許可申請をした場合は、許可することといたします。</p> <p>次に、第33号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号1-1及び1-2について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p> |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号1-1及び1-2の農地について、担当委員さんと事務局職員で、5月7日と10日の両日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号1-1願い出の農地の、緑区鳴海町字片平の1筆、鳴海町字清水寺の1筆には、一体でニンニク、タマネギなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>受付番号1-2願い出の農地の、南区砂口町の1筆には、タマネギ、ばれいしょなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上2件につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、受付番号4-1について、港</p> |

農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5月10日に調査した結果を報告します。

本件申請は、願出者が、生産緑地である港区本宮新町始め4筆の畑857平米の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。

願出者は、3年ほど前に脳梗塞で倒れ、併せて、認知症も発症しており、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、畑で、ネギが作付けされている状況でした。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第33号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第33号議案の案件は証明することといたします。

次に、第34号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-14 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-1 から 1-14 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、5月7日と10日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1、瑞穂区下山町 1 丁目の 1 筆には、ミカンや柿、梅のほか、ばれいしょやそらまめが、受付番号 1-2、瑞穂区下山町 1 丁目の 1 筆には、ナスやキュウリ、タマネギなどの野菜が、受付番号 1-3、天白区梅が丘一丁目の 1 筆には、ミカンが、受付番号 1-4、天白区植田本町一丁目の 2 筆、梅が丘五丁目の 3 筆には、ミカンや柿、ビワなどが、受付番号 1-5、天白区元植田二丁目の 1 筆には、梅や柿のほか、そらまめやえだまめが、栽培されていました。

受付番号 1-6、天白区鴻の巣二丁目の 1 筆には、梅や柿のほか、そらまめやタマネギなどが、受付番号 1-7、南区鳴尾一丁目の 2 筆、鳴尾二丁目の 2 筆には、ミカンが、受付番号 1-8、天白区植田東一丁目の 1 筆、鴻の巣二丁目の 1 筆には、柿のほか、タマネギやばれいしょが、受付番号 1-9、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、梅のほか、ばれいしょやタマネギなどが、栽培されていました。

受付番号 1-10、天白区植田東二丁目の 2 筆には、一体で、柿やミカン、梅が、植田本町二丁目の 1 筆には、ほうれん草、ブロッコリーなどの野菜が、同 1 筆にはミカンや柿が、元植田二丁目の 2 筆には、一体で、柿やミカン、梅が、受付番号 1-11、緑区大高町字銭瓶谷の 1 筆は、大高瀬木南土地区画整理事業により、仮換地中であり、そらまめが栽培されていました。

受付番号 1-12、南区赤坪町の 1 筆には、ミカンやモモなどが、受付番号 1-13、南区赤坪町の 1 筆には、ばれいしょやタマネギなどが、受付番号 1-14、天白区梅が丘一丁目の 1 筆の一部には、ミカンやビワが、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 から 2-4 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-1 から 2-4 の農地について、5 月 7 日と 10 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-1 は田で、耕作準備中でした。

受付番号 2-2 は畑で、ミカン、柿、タマネギ等が作付けされていました。

受付番号 2-3 は畑で、ネギ、ジャガイモ、えんどう等が作付けされていました。

受付番号 2-4 は田と畑で、田は耕作準備中、畑は、トマト、キュウリ等が作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議

のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 から 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 から 3-3 の農地について 5 月 7 日と 10 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

受付番号 3-1 の中川区馬手町一丁目の 2 筆の畑には、夏野菜を中心に、大根、タマネギ、ジャガイモ、ネギ等が作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-2 の中川区服部二丁目の 1 筆の畑には、夏野菜を中心に、タマネギ、えんどう、ジャガイモ、枝豆等が作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-3 の中川区東起町四丁目の 1 筆の田は耕作準備中、中川区東起町五丁目の 1 筆の畑には、夏野菜を中心にえんどう、カボチャ、タマネギ等が作付けされており、良好に管理されていました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 及び 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 及び 4-2 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、5 月 7 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-1 の 12 筆のうち 3 筆、受付番号 4-2 の 1 筆の申請地につきましては、畑として、ネギ、タマネギ、大根、イン

ゲン、ジャガイモなどが作付けされ良好に管理されておりました。また、受付番号 4-1 の 12 筆のうち 9 筆の申請地につきましては、田として現在、耕作準備中で良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 34 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 34 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 35 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長 受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、5 月 7 日と 10 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに受付番号 1-1、名東区大針一丁目の 2 筆、勢子坊四丁目の 2 筆、高針四丁目の 1 筆、高針台一丁目の 1 筆は、昨年亡くなられた所有者の三女が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は、柿や梅のほか、ネギやばれいしょなどの野菜が栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

次に受付番号 1-2、南区天白町 5 丁目の 2 筆は、今年亡くなられた所有者の姉が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

申請地は、梅のほか、タマネギ、ばれいしょなどの野菜が栽培され、良好に管理されていました。

また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、これら 2 件につきまして、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 35 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第35号議案の案件は証明いたします。

次に、第36号議案「生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取」について審議を行います。

本議案につきましては、現体制における総会において、はじめての審議案件となりますので、生産緑地地区の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。

生産緑地の指定にあたっては主に3つの場合があります。

一つ目として、農地が既存の生産緑地に隣接し、一団を拡張し、指定する場合。

二つ目として、拠点市街地及び駅そば市街地の区域外において300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地として指定する場合。この点につきましては、令和2年6月に名古屋市都市計画マスタープラン2030が策定されたことに伴いまして、従来の「駅そば生活圏」である鉄道駅等から800メートルという区域に加え、基幹バス路線等から500メートルの区域も拠点市街地及び駅そば市街地と変更しております。

三つ目として、前述した拠点市街地及び駅そば市街地の区域内において防災協力農地に登録された300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地と指定する場合。

次に審議のポイントについてです。本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名

古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

審議では、それぞれの土地について、すでに作付け等の実績があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかを判断することとなります。

配付資料①として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-13 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-1 から 1-13 までの農地について、担当委員さんと事務局職員で、5月7日と10日の両日に、現地調査した結果を報告します。

なお、参考資料の現地写真につきましては、事務局が事前調査した際のものを主に使用しており、一部を除き、担当委員さんと現地調査した時点より、少し古いものとなっておりますので、ご容赦願います。

受付番号 1-1、緑区大高町字東古根の2筆は、ばれいしょ、ブロッコリーなどが栽培され、既存の生産緑地地区である団地と隣接しています。

受付番号 1-2、緑区大高町字東姥神始め7筆は、一体で、タマネギ、ばれいしょなどが、受付番号 1-3、緑区大高町字儀長の1筆には、ビニールハウスでブロッコリーなどの苗を育成しているほか、ブドウなどが、受付番号 1-4、緑区大高町字榎峡の3筆には、梅のほか、タマネギ、ばれいしょなどが、受付番号 1-5、緑区桶狭間清水山の1筆には、ブドウが、受付番号 1-

6、緑区諸の木二丁目の4筆には、一体でタマネギ、ばれいしょなどが、栽培されていました。

受付番号1-7、緑区東神の倉二丁目の1筆は、タマネギ、ばれいしょなどが栽培され、既存団地に隣接しています。

受付番号1-8、緑区兵庫一丁目の1筆には、柿、ミカンのほか、タマネギ、ばれいしょなどが、受付番号1-9、緑区兵庫一丁目の1筆には、ブドウが、受付番号1-10、天白区一本松一丁目の1筆には、ミカンのほか、えんどうやタマネギなどが、受付番号1-11、天白区梅が丘四丁目の1筆には、梅やミカンのほか、ばれいしょ、タマネギなどが、栽培されていました。

受付番号1-12、天白区天白町大字平針字黒石の1筆の一部は、梅やゴーヤなどが栽培され、既存の団地に隣接しています。

受付番号1-13、天白区梅が丘一丁目の1筆の一部は、柿やプラムなどが栽培され、既存の団地に隣接しています。

以上につきまして、いずれも農地として良好に管理されており、今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われま

す。何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号2-1及び2-2について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号2-1と2-2の農地について、5月7日、5月10日の両日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号2-1は2筆で、太田井の1筆は畑で、ネギ、トマト、ミカン等が作付けされていました。大谷町の1筆は田の一

部が畑となっており、田は、耕作準備中、畑は、タマネギ、えんどう等が作付けされていきました。

受付番号 2-2 は 3 筆で、大洞口の 1 筆の田は、耕作準備中、西原の 2 筆の畑は、そらまめ、スイカ、タマネギ等が作付けされていきました。

いずれの農地も良好に管理されており、拠点市街地及び駅そば市街地内の農地ですので、すべて防災協力農地の登録が完了しています。

以上のことから、今後生産緑地として十分な保全が見込まれ、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 について、5 月 7 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果を報告します。

受付番号 3-1 の中川区法華西町の 1 筆の畑は、柿が作付けされており、良好に管理されておりました。

以上の土地については、農地として良好に管理されており、今後、生産緑地として十分な管理が見込まれると思われま

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-1 につきまして、担当委員さん及び事務局職員と

で、5月10日に調査した結果を報告いたします。

申し出の港区明正一丁目の1筆は、431平米、港区明正一丁目の1筆は、592平米の生産緑地地区を形成し、それぞれ駅そば圏外に立地しています。

どちらも地目は田で、田植え前の耕作準備中の状態で、良好に管理されておりました。

今後とも生産緑地として保全が見込まれますので、特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第36号議案について、農地等に該当すると回答してよろしいか、お諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第36号議案について、農地等に該当すると名古屋市長あて回答します。

次に、第37号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」について審議を行います。

本議案につきましても、現体制における総会においてはじめての審議案件となりますので、特定生産緑地の指定について及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。

はじめに特定生産緑地の指定についてです。生産緑地が適正に管理されていくことによって、その指定から30年経過後においても、良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。

次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

したがって、審議では、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、良好に管理されているかどうかを判断することとなります。

本議案には、近藤委員、二村委員兩名のご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」のため、審議には参与できません。近藤委員、二村委員に関する案件のみ先に審議することにいたしますので、近藤委員、二村委員におかれましてはご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それではまず、23ページの受付番号6について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

議案資料 23 ページ、天白区、受付番号 6 における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。

当該案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

| | |
|--------|--|
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。次に、34 ページの受付番号 31 について、中川農政課長、お願いいたします。</p> |
| 中川農政課長 | <p>第 37 号議案につきまして、資料 34 ページの受付番号 31 における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。</p> <p>当該案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほどお願いします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、23 ページの受付番号 6 及び 34 ページの受付番号 31 について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 37 号議案のうち、23 ページの受付番号 6 及び 34 ページの受付番号 31 については、農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。</p> <p>それでは、18 ページをご覧ください。担当の地区課長から順番に報告していただきます。</p> <p>また、ここからは近藤委員、二村委員も議事に参与していただきますようお願いいたします。</p> <p>では、東部・緑地区について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p> |

東部・緑農
政課長

先ほどの議案資料 23 ページの、受付番号 6 を除いた東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。

議案資料 18 ページに、瑞穂区分について、19 ページに南区分について、20、21 ページに緑区分について、22 ページに名東区分について、23 ページから 26 ページには、天白区分について、お示ししています。

それぞれの案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

西部・守山地区で特定生産緑地の申出のあった農地について、担当委員さんと事務局とで調査した結果を報告します。

北区については、議案の 27 ページと 28 ページ、西区については、29 ページ、中村区については、30 ページ、守山区については、31 ページと 32 ページに表記しております。

それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、中川地区について、中川農政課長、お願いいたします。

| | |
|--------|---|
| 中川農政課長 | <p>中川地区における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。資料は 33 ページから 36 ページまででございます。</p> |
| 議長（会長） | <p>すでにご審議いただいた資料 34 ページの受付番号 31 を除きまして中川地区における申し出につきましては、それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございました。次に、港地区について、港農政課長、お願いいたします。</p> |
| 港農政課長 | <p>港区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告いたします。</p> <p>港区における申出地については、それぞれの案件について 37 ページの「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。</p> <p>今後とも特定生産緑地として保全が見込まれるので、特に問題はないと考えます。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、23 ページの受付番号 6 及び 34 ページの受付番号 31 を除いた第 37 号議案について、農地</p> |

等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 37 号議案は、すべての案件について農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。

次に、第 38 号議案、令和 4 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について審議を行います。

意見書につきましては、各委員さんより追加意見をいただき、拡大運営委員会を開催して、議論してまいりました。皆様のご協力、ありがとうございました。

まず、一度通しで読み上げたいと思います。事務局、お願いいたします。

事務局

意見書を読み上げさせていただきます。39 ページをご覧ください。

令和 4 年度名古屋市農業施策等に関する意見書

総論

令和 2 年は、新型コロナウイルスに苦しんだ 1 年であった。そのウイルスに対するワクチンについて、日本でもようやく接種が始まったが、ワクチンの製造は諸外国に頼りきりになってしまっている。

これが食料であったらどうだろうか。現在カロリーベースで 38 パーセントの食料自給率が下がると、ワクチン同様、諸外国に頼るしかない。食料自給率を上げるには、やはり、農家を

はじめとした農業振興、農業経営を真剣に考える必要がある。

名古屋市内における農業は、市内南西部における大規模な水田地帯があり、都心部においても特色ある農産物を供給する畑が点在している。

また、災害時においても貴重な防災空間（防災協力農地）になるなど、単なる農産物供給の位置づけを超えて、貢献している。

これらの農地を維持するためには、農家の力が必要となるが、農家の高齢化が進んでおり、農業用施設も老朽化している。このままでは、農地の衰退が進んでいくため、名古屋市農業委員会としては、農家の支援、市民の農業への積極的な関わりを増やしていきたいと考えているところである。

また、名古屋市全体の都市計画における都市農業の位置づけについても十分議論する必要がある。

これらを達成するため、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、以下のとおり意見を提出する。

1 税制について

- ①相続税の納税猶予については、利子税が高い、終身営農しなければならないなど条件が厳しいため、農地を手放すこととなり、結果的に農地の減少を招いている。以前のように20年営農を継続することで納税を免除するなど、農業経営の基盤となる農地を安心して後継者に引き継げるようにすること。また、農業用倉庫、農道などの農業用施設についても納税猶予の対象とすること。
- ②市街化区域内農地の多面的機能を評価し、固定資産税について少なくとも小規模宅地並にするなど税の軽減措置を講ずること。

2 生産緑地について

特定生産緑地の制度の内容について農地所有者へ引き続き、十分な周知を図ること。

3 農業基盤の維持・整備について

伊勢湾台風以後の基盤整備事業において、整備された用排水路等の老朽化が激しく営農上及び地域の防災面において支障をきたす恐れがある状況となっている。これらの老朽化した施設等に対し、長寿命化のための事業を始めとした土地改良事業や農業用水路の改良及び市街化区域における老朽化した施設への予算の増額を図るよう要望する。また、土地改良区に対する十分な予算措置についても強く要望する。

4 人材育成について

- ①農業に興味はあるが、どうすればよいか分からない、という「農」に対する潜在的な需要は多数あると考えられる。そこで、親子や高齢者など幅広い年齢層を対象とした農業体験、学校における農業体験、農具を実際に扱ってみる講座など、需要を就農に変えられるような幅広い講座、研修の実施を要望する。
- ②就農希望者に対しては、市民農園や営農している農業者の下で生産から販売に至るまでの経営のノウハウが学べる研修制度を強化すること。さらに、農業経営を行っている農業者に対しては、品種・栽培・販路などの営農指導を県や農協などと協力し、生活できる農業経営への道しるべとなるよう要望する。

5 地産地消の推進について

- ①地産地消給食講師の小中学校への派遣事業、農業公園や区役所等での高校・大学や企業との連携によるイベントや農業体験等について、なお一層充実した運営を図ること。また、地

産地消のイベントの実施にあたっては、市の部局を横断して実施するように努めること。

- ②学校給食等における市内農産物の更なる活用やPRを行うこと。
- ③農産物直売所だけでなく、団地や公共施設における簡易な直売手段の普及によって販売チャンネルを増やすこと、及び地元農産物の活用による「なごやさい」のブランド化をより一層進めること。

6 遊休農地・荒廃農地の解消について

市内での遊休農地、荒廃農地については、その解消のために多大な労力と費用を要することが多い。そこで、平成30年度まで交付されていた荒廃農地等の解消のための交付金を受けられるよう働きかけること。

以上になります。

議長（会長）

事務局、ありがとうございました。それでは、主な変更点を3点申し上げます。

まず、39ページの「総論」についてですが、昨年度1ページあったものを半ページにまとめてございます。

次に、「1 税制について」は、昨年度3点要望しましたが、そのうちのあいち森と緑づくり税の農地への活用については、要望から外しました。

また、1の①については、相続税の納税猶予の条件緩和をより具体的な表現で要望するよう修正いたしました。

最後に、40ページの「4 人材育成について」です。昨年度は1項目での要望でしたが、新規就農の観点と農業経営強化の

観点の 2 項目に分割いたしました。

その他、文言等を整理しました。

この意見書につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にないようです。それでは、第 38 号議案については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ありがとうございます。異議なしとして、第 38 号議案は承認されました。

この意見書につきましては、名古屋市を始め、愛知県、東海農政局、一般社団法人愛知県農業会議へ提出する予定をしております。

意見の提出にあたりましては、私と運営委員会のメンバーである職務代理の 2 名、近藤会計の 4 名で提出させていただく予定としております。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告 (1) 「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務

局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 5 ページにかけて、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件

続いて、6 ページから 15 ページにかけて、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 28 件

続いて、16 ページから 45 ページにかけて、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 85 件

続いて、46 ページから 47 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、48 ページ、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 3 件

続いて、49 ページですが、現況証明願が 2 件

続いて、50 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、51 ページから 53 ページにかけて引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、54 ページですが、転用届出に係る取消願が 2 件

続いて、55 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

| | |
|--------|--|
| 議長（会長） | <p>ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。</p> |
| 農政係長 | <p>現地研修の中止についてでございます。</p> <p>7月に予定をしておりました農業委員会の現地研修につきまして、新型コロナウイルスの感染状況の拡大の状況から、運営委員会で中止とすることを確認させていただきましたことを、ご報告申し上げます。</p> |
| 議長（会長） | <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3年第5回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> |

閉会（午後2時59分）